

カトリック 新潟教区報

第262号 2017(平成29)年10月15日 発行

編集・発行 カトリック新潟教区広報委員会
〒951-8106 新潟市中央区東大畑通1-656
TEL 025-222-7457 FAX 025-222-7467



カトリック横手教会聖堂 横手市文化財に指定！

カトリック横手教会が、2017年4月24日に横手市文化財に指定されましたのでお知らせいたします。

教会の所在地 秋田県横手市寿町7番25号

指 定 書

平成29年4月24日指定

161-有建 19

カトリック教会横手聖堂 1棟

上記の文化財を横手市文化財保護条例第4条の規定により横手市指定文化財（建造物）に指定します。

平成29年4月24日

横手市教育委員会



横手教会外観



横手教会内観

「何事も、日々の小さな積み重ね」

新潟司教 タルチシオ 菊地 功

幼い頃から、還暦を1年後に控えた今に至るまで、幾たびこの類いの言葉を耳にしてきたことでしょうか。「何事も、日々の小さな積み重ね」その通りです。納得です。そして幾たび、挫折を重ねてきたことでしょうか。反省の毎日です。

この9月20日で、わたしが新潟教区の司教に叙階されて13年が経ちました。まず、この13年間の新潟教区におけるわたしの司教としての働きを、物心両面から支えてくださった教区のみなさまに御礼申し上げます。とりわけみなさまのお祈りに感謝します。司教職にあつて、小さな日々の積み重ねを生きてくるのが出来たのか、反省しております。司教に叙階された当時の新潟教区報に、みなさまへの挨拶として、わたしは次の様に記しました。

「私たち一人一人に与えられた宣教使命を果たす第一歩は、喜びに満ちあふれた共同体作りです。人々を魅了し、召命をあふれ出させるには、魅力あふれる喜びの共同体が不可欠です」

どうでしょう。あれから13年が経ちました。わたしたちは、新潟教区において「魅力あふれる喜びの共同体」を生み出すことが出来ているでしょうか。

しょうか。

毎年、教区に30以上ある中から、いくつかの小教区共同体を訪問しています。確かに、それぞれの教会で迎えてくださるみなさまには笑顔がある。そこには、喜びが感じられます。そのことは素晴らしいといつも感じるのでありますが、同時に「わたしたちの教会は家庭的で」という言葉も耳にします。小教区が「家庭的」であることは、もちろん大切なことです。けれど、もしかしてそれは「規模が小さい」ということと同じ意味で使われているのではないのでしょうか。

わたしは、「喜びのある共同体」とどまるのではなく、その喜びが「あふれる」共同体になつてほしいと願っています。そして「あふれる」からこそ、その共同体が地域社会において「魅力ある」存在であつてほしいと願っています。そしてそうなるこそが、わたしたちに与えられている福音宣教のもっとも身近にある道なのではないでしょうか。

教皇様は、9月末の福音宣教省長官フィローニ枢機卿来日に合わせて、日本の司教団にメッセージを送って下さいました。そこにこうい

う指摘があります。

「親愛なる兄弟の皆さん、たとえ現状で見過ごしえない問題があるとしても、目の前にある現実がわたしたちに投げかける課題は、わたしたちをあきらめさせ、事なかれ主義的で停滞した対話に追い込むことはできないはずです」

その上で教皇様は、日本の社会が直面する様々な課題を指摘されて、わたしたちを鼓舞して次のように励ましを与えられます。

「殉教者たちの教会、証聖者たちの教会であつたという皆さんの教会がもつ福音宣教の真の力は、守り、かつ発展させるべき偉大な宝です。」教皇様は、「地の塩」「世の光」としての教会の存在を、あらためて確認するよう呼びかけられています。一朝一夕で成し遂げられることではありません。まさしく、日々の小さな積み重ねが不可欠です。福音宣教が容易ではないこの地にあつて、小さな小さな毎日の積み重ねを辛抱強く続けながら、社会において小さいけれども、あふれる喜びに満ちた魅力のある共同体を、これから育てていきましょう。

秋田地区
第27回秋田地区信徒のつどい

第27回秋田地区信徒のつどいが6月25日(日)、土崎カトリックこども園にて開催された。教会に隣接した場所に完成したばかりの園舎のお披露目も兼ね、175名の参加者を得ての大会となった。

開会セレモニーの後、「小共同体づくり」のテーマで長野宏樹氏(長崎西町教会信徒)の講話があった。長野氏はハンドアウトと同時にスクリーンを用い、

- (1) 公会議後の教会の動き
 - (2) 日本の教会の動き
 - (3) アジアの教会の動き
 - (4) 私たちがめざす教会像
 - (5) 小共同体とはなんですか
 - (6) 福音の分かち合い
- の6項目について次の内容の話をされた。

(1) では、教会の公会議の「前・後」を比較した後、従来の宣教観から現代の宣教観への変革を紹介し、福音化する共同体が現代であること。(2) では、第2バチカン公会議で、開かれた教会、交わりの教会、神の民となり、ナイス1で開かれた教会づくりが意識され、1887年に司教団が「ともによるこぶ」を声明。1993年のナイス2で福音宣教のあり方が探られたこと。(3) では、1990年にインドネシアのバンドンで開催された第5回FABC総会において、アジアにおける新しい教会のあり方が検討さ



講演する長野さん

れ、①交わりによる共同体 ②参加する教会 ③復活した主を証しする教会 ④預言する教会が取り上げられたこと。(4) では、信徒全員が参加して宣教の使命を果たす教会が理想的教会であること。(5) では、小共同体とは、①共同の場で一緒に集まる ②聖書の分かち合いをする ③愛を実践する ④一致して生きる場であること。(6) では、聖書研究は「神について研究する」が、福音の分かち合いは「復活した主と直接出会う」。みことばを通して主の現存を実感でき、誰でも参加できる。そのためにも、ぜひ、聖書を読んでほしいと述べ、講話を終わられた。13時半から、菊地司教を含む8名の司祭による感謝ミサが捧げられ、再会を誓い合って閉会となった。

新任司祭の紹介



4月17日付任命
秋田教会助任司祭

はじめまして

ソリス・ロベルトと申します。フィリピンから参りました。1983年にフィリピンの南に位置するボホールという島に生まれ、5人家族で、兄が2人います。両親はまだまだ元気です。趣味は子どもの時からテニスやバスケットをやることです。故郷の教会では、子どもの時から侍者として奉仕していて、教会の宣教活動を学びました。2000年に神言会の大学で4年間哲学を学び、ポスチュランシという養成プログラムを続けました。その後、神言会から離れて、2年間社会人として働きしました。2007年に修道院に戻って、修練期に入り、3年間神学を学び、海外研修に申込みました。日本に派遣されて、南山大学で2年間、日本語を勉強、東北でボランティア活動にも参加してもらいました。その後、フィリピンに帰って、神学を勉強し続けて、2015年に叙階されました。

山形地区
列福10周年記念殉教祭を控えて
(2018年7月1日開催)

殉教者の信仰の遺産を現代に生きる

米沢の53名福者殉教者を含むペトロ岐部と187殉教者の列福から、来年で10周年を迎えます。米沢教会では来年の殉教祭まで1年かけて市内各地の殉教地の巡礼や講演会などを行いながらお祝いすることを計画しています。

福者ルイス甘糟右衛門たちの信仰は、イエスの教えをその地で生きることでした。それは、祈りや信仰教育だけでなく、貧しい人を助け、病人を見舞い、身寄りのない死者を大切に葬ることでした。

さて、現代のわたしたちは、どのようにして信仰を生きればよいのでしょうか。イエスの教えを現代に生きるとはどういうことなのでしょう



2017年7月9日米沢殉教祭で4人が堅信の秘跡を授かりました

それに応えるべく、日本の司教団は「いのちへのまなざし」というメッセージを2001年に出しました。そして16年経った今年、その「増補新版」が出されました。その理由は、「初版が発行されてからの十数年を振り返ってみると、いのちへの神のまなざしが、わたしたち一人ひとりのまなざしとなるという状況とは程遠い出来事が続いて」いるからです(「増補新版のための前書き」より)。

このことについてわたしたちの理解を深め、祈り、それを生活に生かしていくために、今年11月12日に新庄教会で開かれる山形地区大会のテーマを「いのちへのまなざしを生きたるために」と設定しました。そして講師として、「増補新版」の作成に関わられた幸田和生司教様に来ていただきます。わたしたち一人ひとりのまなざしが、神様のまなざしに



北山原殉教地

近づいていくことができますように、共に祈っていきたいと思います。
(カトリック山形教会主任司祭 千原通明)

長岡地区
第41回長岡地区信徒大会

5月28日、長岡地区信徒大会がカトリック妙高教会を会場に直江津教会が担当して開催しました。参加者は120名。

9時受付開始でしたが早い人は8時半頃から続々と到着し、受付設営が間に合わない状態でした。1週間前の打合せの時は熱中症対策が検討されましたが、天候は曇りで涼しく心配することはありませんでした。

9時半のオリエンテーションに続き菊地司教様より「いのちへのまなざし」についての講話があり、「殺してはならない。これが神の掟です。」と締めくくられました。

「いのちへのまなざし」の著者は日本カトリック司教団、発行はカトリック中央協議会で、2001年に初版が発行され今年3月に増補新版として発行されました。



野外ミサ（妙高教会）

12時から13時は昼食時間で各自好きな場所です食事をしました。
13時から長岡地区協総会、教会前で集合写真撮影を行い、13時45分より菊地司教様司式による野外ミサを行いました。これまで曇っていた空は太陽が顔を出し絶好の天候にな

11時から12時まで各グループに分かれて司教様の講話についての「わちあい」の時間となりました。各グループで話し合った内容の一部を紹介します。

・原発の問題に関して政治的な問題とキリスト者の倫理を区別することが必要。それを踏まえた上でキリスト者の倫理を広げるために信徒を増やす事。

・「命を大切にしない」という事と思った。妻が病気になる、その時自分が真剣に真面目に病気の妻に向かっている事に気づいた。病人から教えられる、そして真剣に祈ることがいかに大切か分かった。自宅が父が亡くなったが、最後は「ありがとう」と言いながら亡くなった。母がよく支えた。神様の力が大きい。関わりのあったケアの人も感動して涙を流した。教会に来る人がだんだん少なくなっているが、皆寂しさは持っている。話しかけることは大切。

り神様のお恵みに感謝です。予定通り15時にミサが終わり、今回の長岡地区大会は無事終了となりました。

救護所を設けましたが一人も利用することなく、又クララ会とカト看の販売は完売でした。

関係者の皆様、ご協力ありがとうございました。神に感謝

(直江津教会 奥泉正明)

祝 加茂教会50周年

「からの種の思いを込めて」

9月23日(土)、加茂教会は創立50周年を祝い、菊地司教様司式のミサではこれまでかわられた神父様

方のほか周辺諸教会から80人あまりの参列者を迎え、聖堂はいっぱいになりました。

小さなからの種が大きな木に育つように、小さな加茂教会の歩みを振り返る中から信仰と、後に続く世代への希望と、互いの愛が深まることを願いながら、50周年のテーマを「からの種の思いを込めて」とし、同名の記念誌を作成しました。

台風や大地震など国内外で悲しい出来事が続く中でこの日を迎えた加茂



記念ミサ

教会の信徒たちは、当日のミサ献金を全額メキシコ大地震救援支援のために送ることを決め、参列された皆様に呼びかけました。加茂の地から世界につながるカトリック教会としてこの小さなからの種がこれからも成長し続けることができるよう、皆様のお祈りをお願いいたします。

(石黒晃泰神父)

〈メキシコ地震被害〉緊急救援募金のおねがい

カトリック新潟教区
カリタスジャパン
担当 町田 正

記

メキシコ南部で、2017年9月8日午後1時49分(日本時間)頃発生したM8.1の地震、また同中部にて、9月20日午前3時14分(日本時間)頃に発生したM7.1の地震により、非常に大きな被害が出ました。

現地ではカリタスメキシコが食料、飲み水、衛生用品などの提供、シェルターの確保など、緊急救援活動を行っています。

カリタスジャパンは、このカリタスメキシコの救援活動に協力し支援を行っていくため、募金を受け付けることといたしました。お寄せ頂いた募金は、カリタスメキシコへ支援金として送金させていただきます。

募金受付口座は次のとおりです。

郵便振替番号：00170－5－95979

加入者名：カトリック中央協議会カリタスジャパン
通信欄に「メキシコ地震」とご明記ください。

日本カトリック司教協議会

CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN



〒135-8585 東京都江東区潮見二丁目10番10号 日本カトリック会館内
JAPAN CATHOLIC CENTER,
10 10, SHIOMI 2-CHOME, KOTO-KU, TOKYO 135-8585, JAPAN
Tel. 03-5632-4411・Fax. 03-5632-4453

PROT. NO. CBCJL17-26
2017年7月20日

すべての信者の皆さんへ

日本カトリック司教協議会
会 長 高見三明

教皇庁教理省『死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針 (*Ad resurgendum cum Christo*)』の日本の教会での適応について

I. 教皇庁教理省の新しい指針

教皇庁教理省は、2016年10月25日付けで『死者の埋葬および火葬の場合の遺灰の保管に関する指針』を公布しました。

同教理省は、すでに1963年7月5日付けの指針をもって、「信者の遺体を埋葬（土葬）する慣習を忠実に守るように」と規定しました。ただし火葬は、「キリスト教教義を否定するものとして、あるいは党派心をもって、あるいはカトリックの信仰と教会に対する憎しみをもち」意図されていない限り、「それ自体キリスト教に反する」のではないと明言しました。このことは、『新カトリック教会法典』（1983年）に組み込まれています（第1176条第3項；第1184錠第1項2参照）。

ところで、近年火葬は多くの国で広範に行われるようになりましたが、それと同時に、「教会の信仰に反する新しい考え方も普及してきました」。そのため教理省は、「遺体の埋葬を優先する教義的および司牧的理由を繰り返し主張し、火葬の場合の遺灰の保管に関する規定を公布する」こととなりました。

II. 埋葬における死者の尊厳と復活への信仰

キリスト信者は、死者を埋葬する際、死者の尊厳に対する尊敬と死者の復活に対する信仰を表します。「亡くなった信者の遺体を埋葬することによって、教会はからだの復活に対する信仰を確認し（聖アウグスチヌス）、人間の不可欠な部分としてのからだの高貴な尊厳（『現代世界憲章』14）を際立たせたいのです」（本指針3項）。

わたしたちは、「使徒信条」の中で「からだの復活、永遠のいのちを信じます」、「ニケア・コンスタンチノーブル信条」の中で「死者の復活と来世のいのちを待ち望みます」と宣言して、復活への信仰を表明しています。「からだの復活」は、単に肉体のよみがえりではなく、死者からの復活です。すなわち、「死によって魂はからだから離れますが、復活をとおして神はわたしたちのからだを魂と再び結合させて変容させ、そのからだに新たに永遠のいのちを与えてくださいます」（本指針2項）。神だけがいのちを与えることができるからです。

III. 本指針の日本の教会への適応

この指針の中の6項（遺骨の保管と分骨）を日本の教会に適応するに当たって、日本カトリック司教協議会は、以下のように定めます。

1. 遺骨¹（あるいは遺灰）を自宅に保管することについて：

- （1）ほとんどの人が、ご遺骨を墓に「埋蔵」、ないしは納骨堂に「収蔵」するまで、一時的に自宅に保管していますが、これにはまったく問題がありません。
- （2）ご遺骨を自宅に半永久的に保管することに関して言えば、日本独自の文化と結びついた重大かつ例外的な状況を考慮して、司教協議会として、それを許可します。

2. 分骨（ないし遺灰を分けること）について：

- （1）ご遺骨を「家庭成員の異なる世帯の間で分け合うこと」も日本においては普通に行われています。そして、ほとんどの人が遅かれ早かれ墓に「埋蔵」ないし納骨堂に「収蔵」しています。
 - （2）一部の人々は分けられた骨をさまざまな理由で自宅に半永久的に保管しています。
- 日本の司教協議会としては、上記（1）と（2）のいずれの場合にも許可を与えることにします。

なお、「散骨」と「ご遺骨の保管方法」に関しては、同指針7項に述べられている通りです。

- （1）「汎神論者、自然主義者、虚無主義者の類のあらゆる誤解を避けるために、遺灰を空中、地上、水中、もしくはその他の方法で撒くことは許されません。」
- （2）「同じように、思い出の遺品、装身具、その他の物の中に保管することは許されません。」

¹ 欧米の火葬の場合、遺体は文字通り「灰」にされるが、日本では「骨」にされる。それは「焼骨」と言われる。ただし、「散骨」の場合は、骨を細かく砕いて灰のようにする。